

未加入の方は、ぜひご利用ください！

## 貯金事業のご案内 **重要**

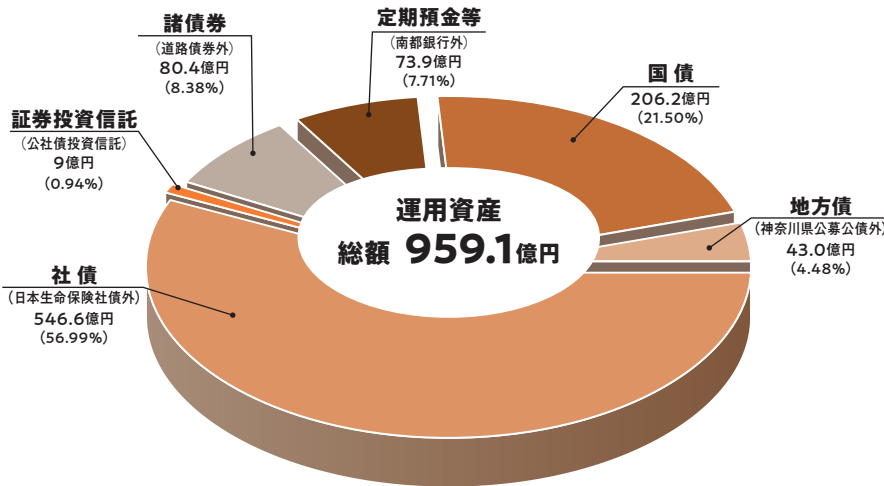
貯金事業は、地方公務員等共済組合法の定めにより、安全性の高い国債・地方債・社債・諸債券等の投資有価証券と定期預金等の流動性の高い預金で運用し、貯金加入者(9,973人：令和6年8月末日現在)の皆さんに運用益を利息として還元する事業です。

今後も、安全性の高い金融商品で運用すると共に、リスク管理を徹底し、常に安全性の確保に努めて健全な共済貯金事業の運営を行います。

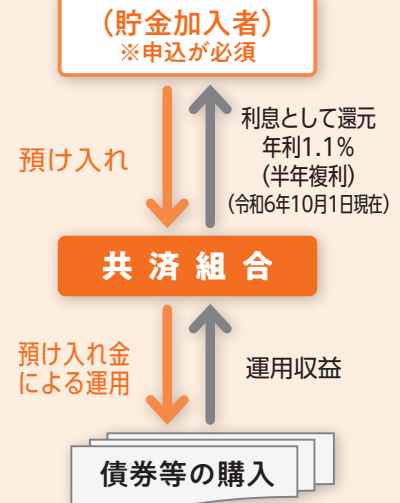
なお、上記のことも踏まえ、貯金利率については金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行うこととしていることにご理解くださいますようお願いいたします。

### 共済貯金の運用状況

(令和6年8月末日現在)



### 共済事業のしくみ



貯金制度(手続き等)については、本組合ホームページ(<https://kyosai-nara.jp/savings>)をご覧ください。右のQRコードを読み込んでください。



～すでに組合員貯金に加入していただいている方も、これから加入を考えておられる方も～

## 冬のボーナスは、ぜひ組合員貯金へ!



組合員貯金は、加入者の皆さんからお預かりしたお金を、国債などの債権や定期預金などによって安全かつ効率的に運用をして加入者の皆さんに利息を還元しています。

- ▶ 貯金利率は、令和6年10月1日現在、**年 1.1% (半年複利)** と高利率です。
- ▶ 積立方法は、つぎの3通りあります。

- ① **定例積立** (毎月の給料から天引きして積立てる方法)
- ② **ボーナス積立** (6月・12月のボーナスから天引きして積立てる方法)
- ③ **臨時積立** (臨時に希望額を積立てる方法)

※①～③の積立をするためには組合員貯金への加入が必要になりますので、未加入の方は必ず新規加入の手続きを行ったうえ積立をお願いします。

- ▶ 貯金の払戻は、**月2回の決まった払戻日**にすることができます。

(注)既に組合員貯金に加入し、令和6年12月のボーナスからの積立額の変更を希望される方は、11月27日(水)までに本組合に報告が届くように、共済事務担当課へお申し出ください。各所属所において、前もって申し出等の締切日が設定されている場合がありますのでご注意ください。(なお、積立額変更の報告が無い場合は、令和5年12月に積み立てた額がボーナスの支給額から天引きされることとなります。)

共済組合は預金保険制度における金融機関に該当しないことから、本組合と組合員貯金者との間にはペイオフは適用されません。

